

アイルランドはアップルに対して、税負担率を2003年に1%、2014年に0.005%に軽減させる税制優遇を提供していた。欧州委員会は、この税制はEU法（state aid法）違反だとして、過去の優遇合計額である130億ユーロ（約1兆5,000億円）をアップルから追徴するよう命じた。これに対しアイルランド政府は、決定は受け入れられないとして、欧州司法裁判所（ECJ）に提訴、今後司法の場に議論が移っていく。

欧州委員会のプレスリリースをみると、今回のアップルのスキームは、ダブルアイリッシュ・ウイズ・ダッチサンドウィッチとは異なるものである。Apple Sales InternationalとApple Operations Europeという実体のある企業の所得が、所在不明の「ペーパーカンパニーの本店」に移転され、税負担が軽減されるという内容である。プレスリリースには、「Head office existing only on paper and left untaxed」と記されており、それ以上の説明はない。この取引は、本支店間取引なので源泉徴収税は発生せず、それを避けるためのダッチサンドウィッチは不要で、シングルアイリッシュスキームともいべきものである。

EU委員会が今回、このスキームを狙い撃ちしたのは、どの企業でも活用できるダブルアイリッシュと異なり、アップルにだけ付与された特典ではないかという点だろう。裁判ではその点が問われる。

これに対して米国政府は、「さかのぼって課税するのは、EUへの投資を損なう決定でけしからん」とEU委員会に抗議した。米国の考え方を推測してみたい。

米国は、海外子会社に対して全世界所得課税方式をとっている数少ない国である。米国企業の子会社が全世界で稼ぐ所得に対して米国が課税権を持ち、外国で支払った税金は外国税額控

除により排除される。この方式では、米国企業（子会社）が海外で稼ぎ（米国より低い）税を払った後利益を米国に還流させると、差額が追加的に米国で課税される。そこで企業は、還流させず低税率国に所得を留保することになる。米国多国籍企業が、数十兆円とも言われる所得を海外に留保している原因は、この税制にある。共和党は数年来この税制を変えようとしてきたが、オバマ政権のもとで議会がまとまらない。

米国政府にとって、米国多国籍企業が低税率国にためている利益は、米国の課税権の基にあり、いずれ還流してくるという認識である。EU（アイルランド）が課税すると、外国税額控除となり米国の取り分が減ることになる。これは許せない、ということだろう。

改めてアップルのスキームを眺めてみると、アイルランドに作った2法人からアップル本社に、R&Dの投資資金が流れている。アップルは、外国政府に払うべき税を節税しつつ、利益を生み出す無形資産へのR&A投資資金は供給

しており、米国政府からみれば、R&D投資に必要な資金は還流させ、米国の力の根源は維持できるので、留保利益に課税権が残されている限り悪くないスキームだ、とも見える。

米国にとって最も怖いのは、企業のインバージョンである。ファイザーをはじめとする米国多国籍企業は、英国やアイルランドなど低税率国の小規模企業と合併して、その国の企業になろうとしている。そうなれば、多国籍企業が留保する莫大な利益が、米国の課税権から外れてしまう。これに対してインバージョンを法律で規制しようとしたが議会がまとまらず財務省規則でのけん制にとどまっている。

トランプ大統領の下、上院・下院も共和党が多数となり、米国の税制改正は一気に進んでいくので目が離せない。

第117回  
トランプの下で変わる  
米国の租税戦略  
森信茂樹

# 税制之理